平成２３年（フ）第２８１号
鹿児島県鹿児島市西陵７丁目30番２号
債務者　濵田　千晶
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
鹿児島県西之表市西之表6843番地
債務者　村山　美和
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４３２１号
大阪府高槻市芥川町２丁目11番11号
債務者　吉森　信一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９９号
横浜市鶴見区下末吉１丁目16番５号　メゾン田中301
債務者　越　　昭王
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３９号
横浜市南区浦舟町２丁目22番地　ベイシティコート横浜210号
債務者　井澤　　健
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５２９号
横浜市西区戸部本町10番17号
債務者　佐藤　　寛
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６４８号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目14番27号　シークレイン401号
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８２号
横浜市港北区鳥山町348番地２　吉晴ビル３－Ｃ
債務者　下山世津子（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９４号
横浜市旭区四季美台１番地１　コーポミツアイＡ201号
債務者　宍戸　明美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９５号
横浜市西区東久保町２番５号
債務者　齋藤　和之
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０３号
神奈川県大和市中央４丁目６番29号　ハチクマ第二コーポ201号
債務者　中川　綾子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０４号
神奈川県大和市福田２丁目28番地15　タキモトハイツ202
債務者　石川　勇一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０７号
横浜市青葉区藤が丘１丁目49番地７　第２飯田ハイツ205
債務者　小林　茂広
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１９号
横浜市磯子区森６丁目３番５号
債務者　大木　幸枝
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８３号
横浜市鶴見区馬場２丁目12番20号
債務者　城田久美子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１８号
横浜市中区山下町98　ＧＳハイム山下町414、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区岩井町123番地２　保土ケ谷駅前ハイツ２棟710号
債務者　境　　智美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部